

平成 27 年度

第 3 回

佐久市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

日 時 平成 27 年 12 月 21 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 佐久市保健センター 2 階 集団指導室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

佐久市国民健康保険財政の今後の見込み

単年度収支の推計額と推計方法

(単位:千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
歳入	国民健康保険税	2,021,355	1,963,460	1,924,269	1,881,603	1,861,697	1,842,823	1,814,687	1,787,255	1,761,132	1,735,576
	国庫支出金	2,656,525	2,766,467	2,875,351	3,043,164	3,123,362	3,201,909	3,274,649	3,348,383	3,425,593	3,509,192
	県支出金	499,768	519,106	538,196	567,173	581,008	594,706	608,091	621,622	635,777	651,111
	療養給付費等交付金	440,078	308,992	168,131	0	0	0	0	0	0	0
	前期高齢者交付金	2,490,640	2,523,881	2,557,597	2,601,992	2,646,770	2,702,127	2,690,769	2,679,946	2,659,001	2,631,341
	共同事業交付金	2,707,466	2,844,971	2,953,992	3,059,258	3,139,672	3,215,146	3,272,550	3,332,201	3,396,925	3,467,533
	一般会計繰入金	762,735	757,796	759,127	760,728	756,435	751,945	744,823	737,837	731,015	724,102
	後期高齢者医療特別会計繰入金	18,966	19,125	19,285	19,446	19,609	19,773	19,939	20,106	20,274	20,444
	繰越金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	その他	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444	19,444
計	11,616,979	11,723,244	11,815,394	11,952,810	12,147,999	12,347,875	12,444,954	12,546,796	12,649,163	12,758,745	
歳出	総務管理費	96,327	95,011	95,011	95,011	95,011	95,011	95,011	95,011	95,011	95,011
	保険給付費	7,132,181	7,251,392	7,362,129	7,529,333	7,703,505	7,883,805	7,994,322	8,104,948	8,214,596	8,333,240
	前期高齢者納付金	1,194	1,198	1,188	1,180	1,170	1,161	1,331	1,324	1,317	1,309
	後期高齢者支援金	1,444,792	1,481,791	1,519,791	1,558,690	1,598,490	1,639,289	1,681,894	1,726,493	1,772,993	1,821,792
	介護納付金	600,500	614,800	629,400	644,300	659,600	675,300	691,200	707,600	724,300	741,500
	共同事業拠出金	2,504,074	2,608,244	2,691,467	2,755,151	2,788,441	2,821,917	2,852,040	2,882,233	2,912,152	2,942,486
	保健事業費	211,258	212,065	212,876	213,692	214,512	215,335	215,607	216,383	217,163	217,947
	諸支出	11,002	10,702	10,502	10,202	10,202	10,202	10,202	10,002	10,002	10,002
	その他	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056	3,056
計	12,004,384	12,278,259	12,525,420	12,810,615	13,073,987	13,345,076	13,544,663	13,747,050	13,950,590	14,166,343	
単年度収支額	△ 387,405	△ 555,015	△ 710,026	△ 857,805	△ 925,988	△ 997,201	△ 1,099,709	△ 1,200,254	△ 1,301,427	△ 1,407,598	

主な歳入の推計方法等

○国民健康保険被保険者数と世帯数等：平成27年度の実数や佐久市全人口の年齢階層に占める国保被保険者の割合（加入率）及び「佐久市人口ビジョン」を参考に、平成28年度以降の被保険者数と世帯数を推計しました。

○国民健康保険税：平成22年度からの1人当たり課税所得金額や限度額超過額等の過去の推移を分析し、今後の被保険者・世帯数の推計との整合性を図りながら平成28年度以降の調定額及び収納額を推計しました。

○国庫支出金：主なものとして、療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、特別財政調整交付金などがあります。療養給付費等負担金及び普通調整交付金は、国の算定方法に沿って、今後の保険給付費の推計等を基に推計しました。特別調整交付金は、交付額が一定ではないことから、過去の実績等を基に推計しました。

○県支出金：主なものとして、普通財政調整交付金や特別財政調整交付金などがあります。国の調整交付金と同じ方法で推計しました。

○療養給付費等交付金：退職被保険者等に係る医療給付に要する費用等を対象に算定されます。平成27年度から5年をかけた退職者医療制度が終了となり、退職被保険者等の減少を考慮した推計しました。

○前期高齢者交付金：保険者間において生じている前期高齢者（65歳から74歳まで）に係る医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、加入率が平均を下回る場合は前期高齢者納付金を納め、平均を上回る場合は前期高齢者交付金を交付されることとなります。前期高齢者が増加見込であるため、交付実績を基に前期高齢者の人数が最大の平成33年をピークに推計しました。

○共同事業交付金：高額医療費共同事業交付金と、保険財政共同安定化事業交付金があります。長野県内市町村の拠出金の状況や過去の実績、保険給付費等の推計に基づき、それぞれ推計しました。

○一般会計繰入金：軽減措置に対する補填や、国民健康保険に係る職員給与など、国が定めるルールに基づき算定された金額が、一般会計から国保特会に繰入れされます。過去の実績、被保険者数や保険給付費等の推計に基づきそれぞれの繰入金ごとに推計しました。

主な歳出の推計方法等

○保険給付費：主なものとして、療養給付費、療養費、高額療養費などがあります。最も影響のある一般被保険者分の給付費は、過去の実績等による一人当たりの療養給付費の推移と今後の被保険者数の見込みにより推計しました。退職被保険者の療養給付費は、平成27年度から新規加入者はなく、平成30年度末には皆減となることから、被保険者数の減少見込みに合わせ推計しました。

○後期高齢者支援金：後期高齢者医療給付費等の財源として、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するものです。後期高齢者医療被保険者の人数が全国的に増加していく見込のため、通増と推計しました。

○介護納付金：介護保険給付費等の財源として、診療報酬支払基金が各保険者から納付する経費です。介護給付サービス費が全国的に増加していく見込のため、通増と推計しました。

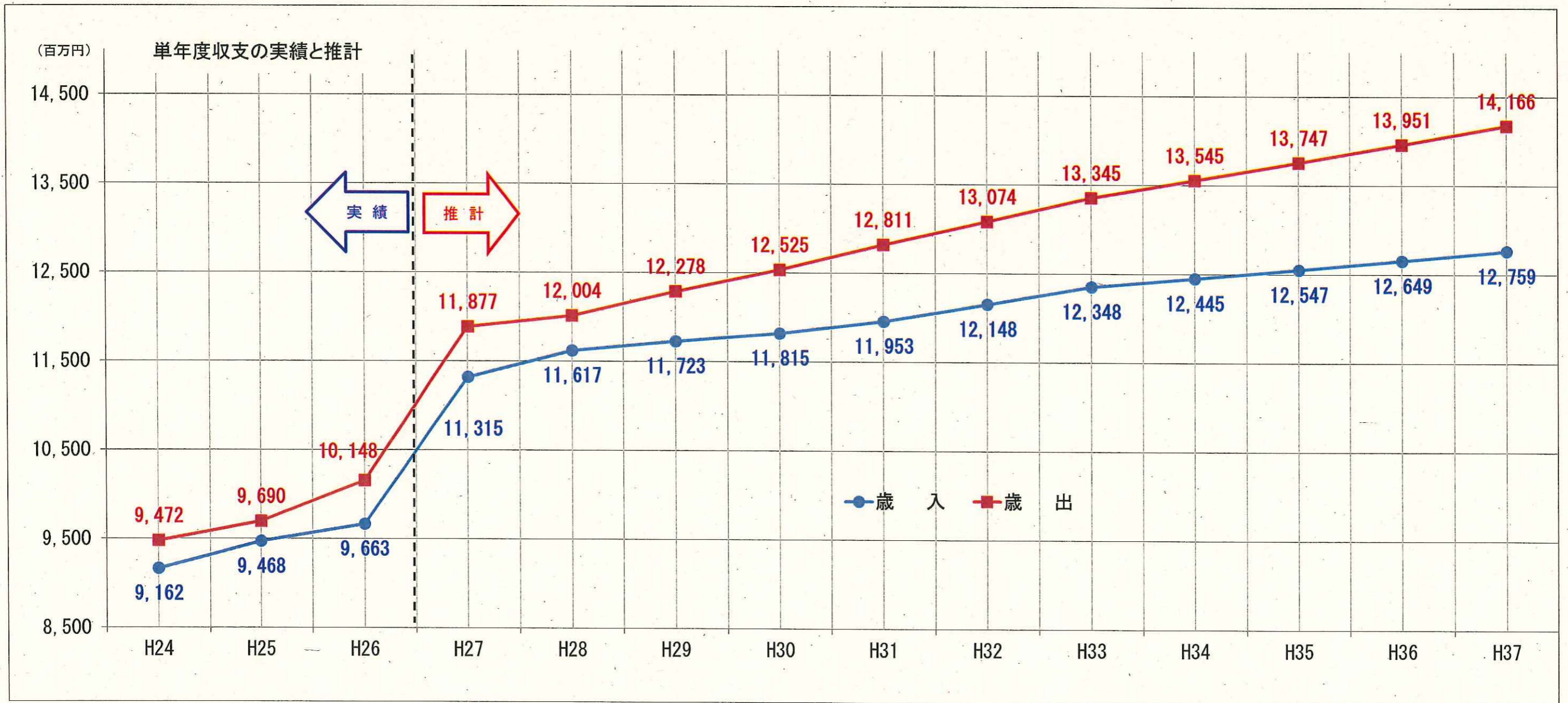
○共同事業拠出金：高額医療費共同事業交付金の財源として国保連合会に拠出する高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業交付金の財源として国保連合会に拠出する保険財政共同安定化事業拠出金があります。増加傾向にある過去の実績等を基にそれぞれ推計しました。

○保健事業費：保健事業に係る職員給与や人間ドック補助金、特定健康新審査等の実施経費です。増加傾向にある過去の実績等を基に推計しました。

佐久市国保財政の単年度収支の実績と推計

	実績 ←			推計 →										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
歳入	9,162	9,468	9,663	11,315	11,617	11,723	11,815	11,953	12,148	12,348	12,445	12,547	12,649	12,759
歳出	9,472	9,690	10,148	11,877	12,004	12,278	12,525	12,811	13,074	13,345	13,545	13,747	13,951	14,166
単年度収支額	△ 310	△ 222	△ 485	△ 562	△ 387	△ 555	△ 710	△ 858	△ 926	△ 997	△ 1,100	△ 1,200	△ 1,302	△ 1,407
H27からの単年度収支累計				△ 562	△ 949	△ 1,504	△ 2,214	△ 3,072	△ 3,998	△ 4,995	△ 6,095	△ 7,295	△ 8,597	△ 10,004
基金+繰越金	413	288	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

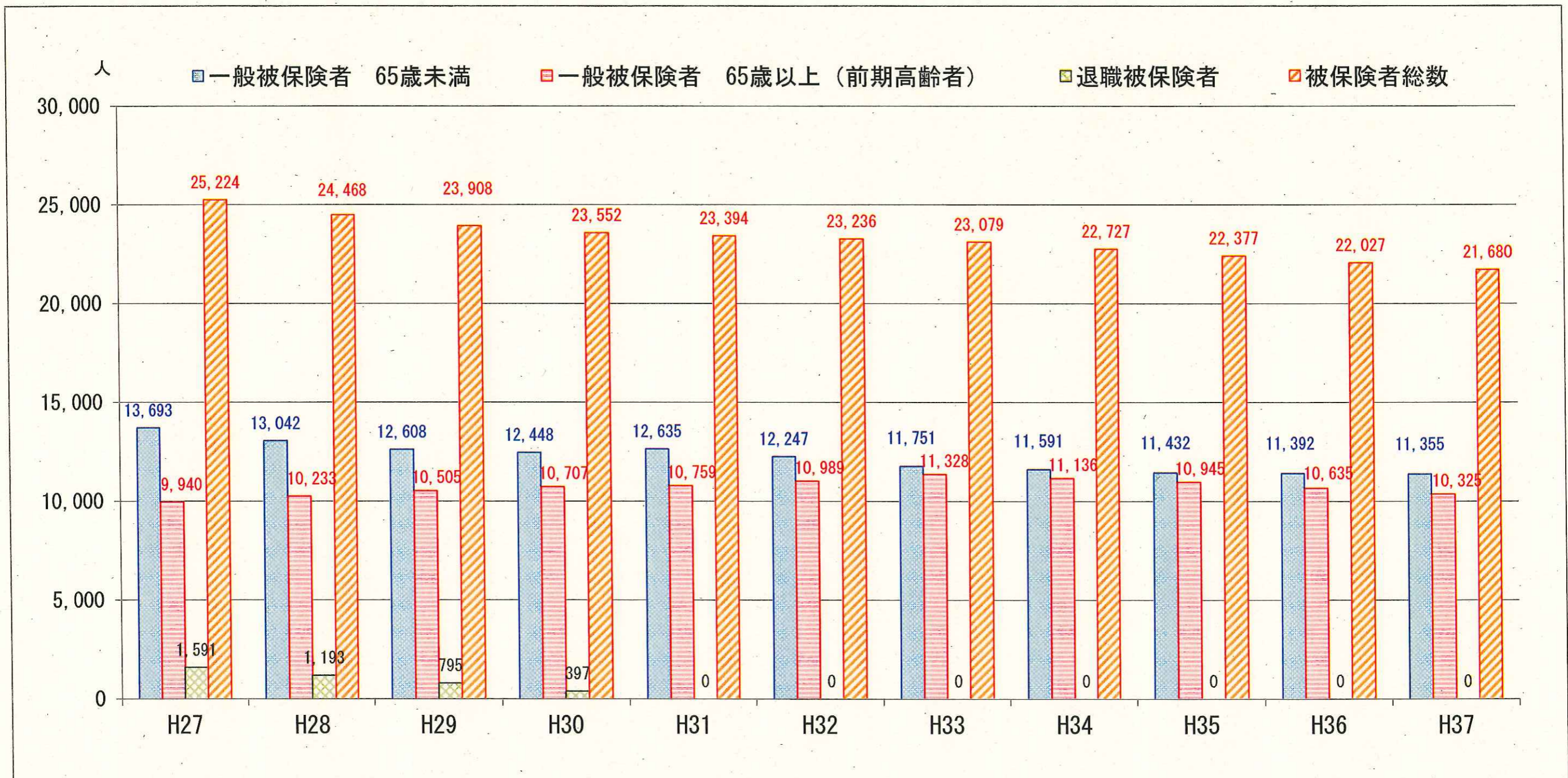
(単位：百万円)



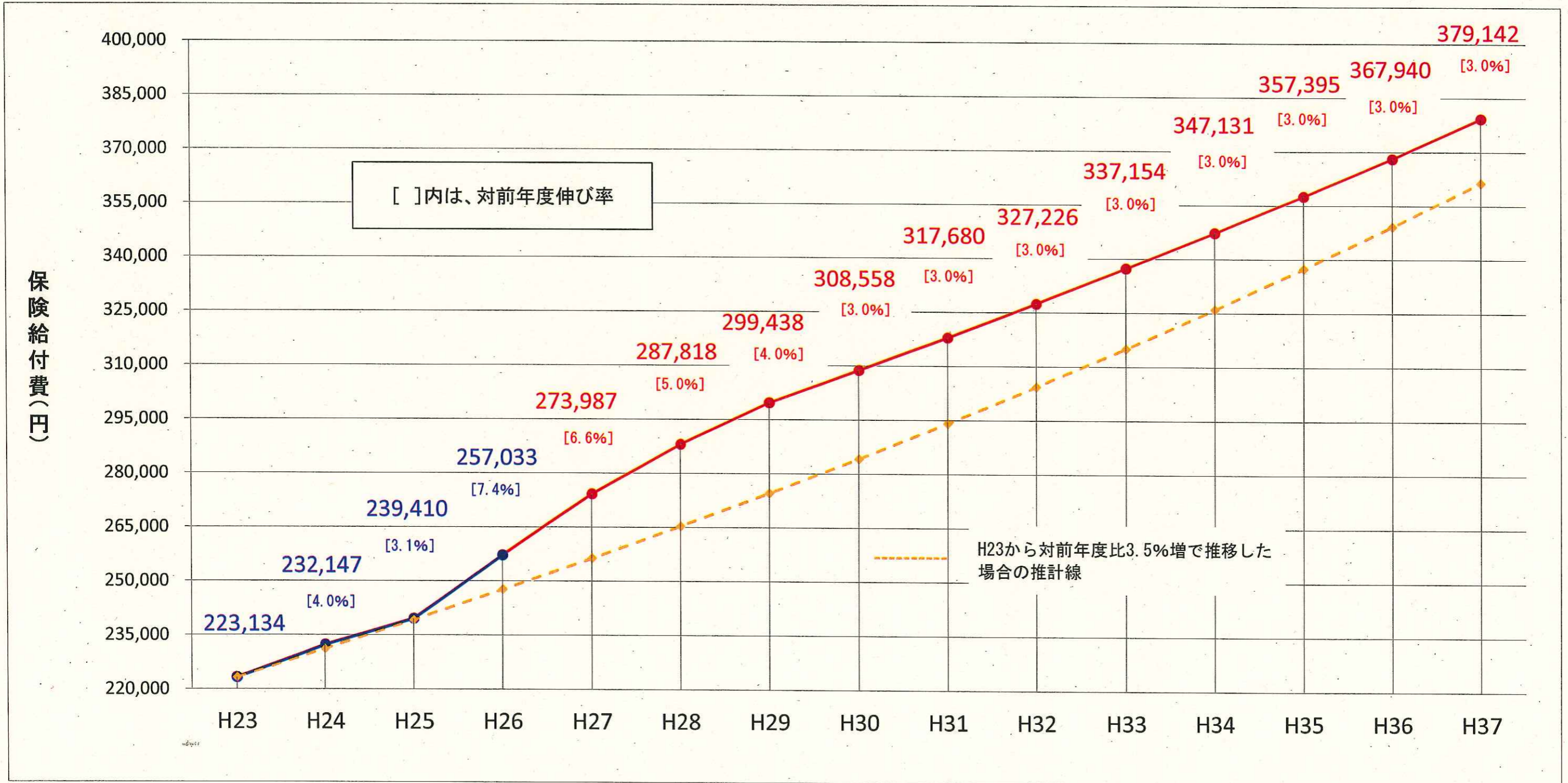
佐久市国民健康保険被保険者数の推計 (H27~H37)

(単位：人・%)

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
一般被 保険者	65歳未満	13,693	13,042	12,608	12,448	12,635	12,247	11,751	11,591	11,432	11,392	11,355
	65歳以上 (前期高齢者)	9,940	10,233	10,505	10,707	10,759	10,989	11,328	11,136	10,945	10,635	10,325
退職被保険者		1,591	1,193	795	397	0	0	0	0	0	0	0
被保険者総数①		25,224	24,468	23,908	23,552	23,394	23,236	23,079	22,727	22,377	22,027	21,680
総人口②		99,703	99,454	99,205	98,956	98,707	98,458	98,210	97,962	97,714	97,466	97,218
加入率(①/②*100)		25.3	24.6	24.1	23.8	23.7	23.6	23.5	23.2	22.9	22.6	22.3



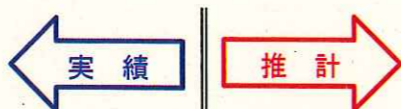
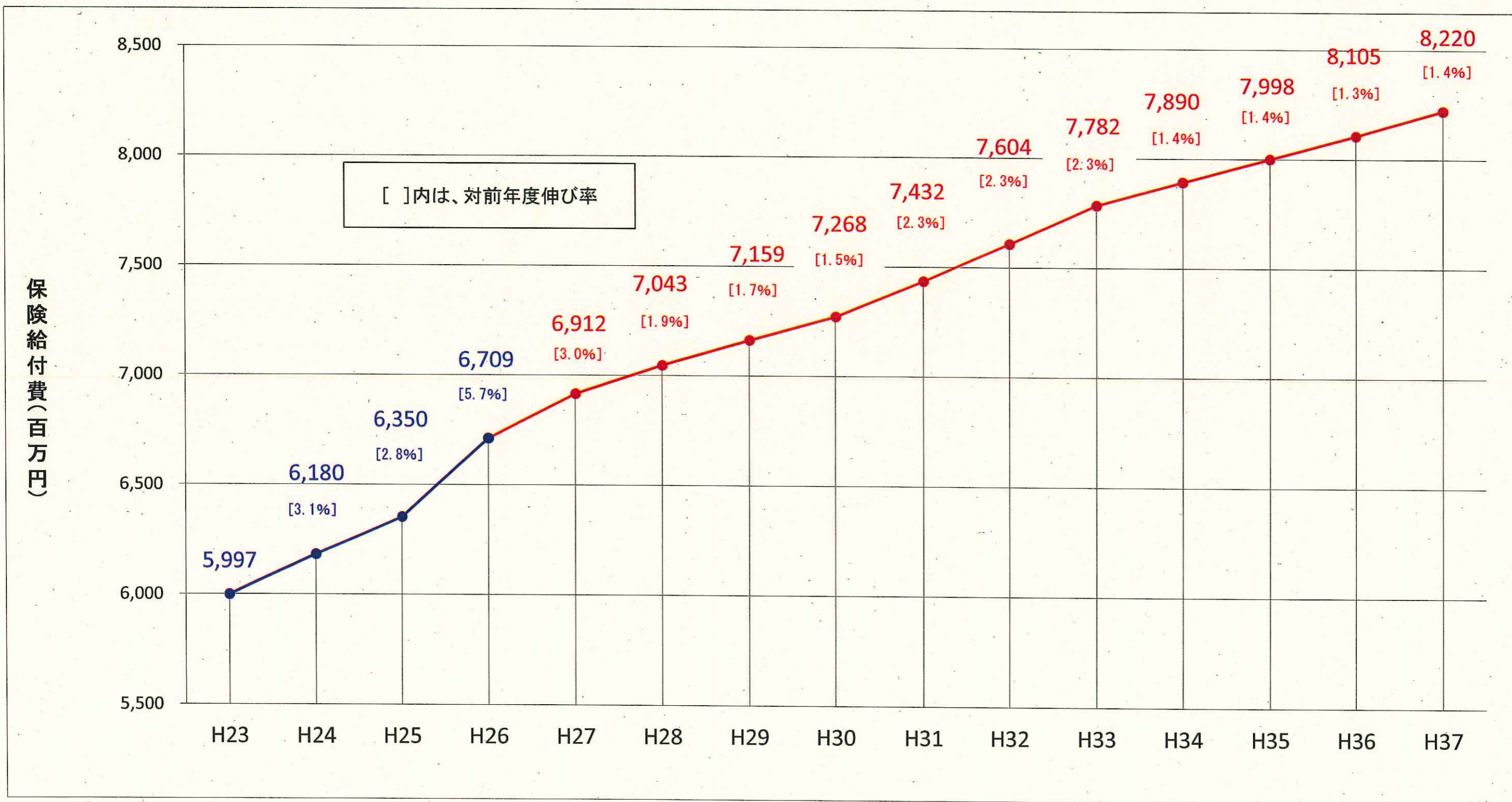
年度別被保険者一人当たりの保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の推計



← 実績 | 推計 →

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
一人当たり保険給付費 (円)	223,134	232,147	239,410	257,033	273,987	287,818	299,438	308,558	317,680	327,226	337,154	347,131	357,394	367,940	379,142
保険給付費 (千円)	5,996,059	6,179,070	6,349,162	6,708,813	6,911,037	7,042,340	7,158,961	7,267,148	7,431,802	7,603,424	7,781,174	7,889,241	7,997,417	8,104,615	8,219,809
被保険者数 (年度平均) (人)	26,872	26,617	26,520	26,101	25,224	24,468	23,908	23,552	23,394	23,236	23,079	22,727	22,377	22,027	21,680

年度別保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の推計



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
保険給付費(百万円)	5,997	6,180	6,350	6,709	6,912	7,043	7,159	7,268	7,432	7,604	7,782	7,890	7,998	8,105	8,220

各年度の不足額への対応例(仮定による試算)

(円、%)

懸念される項目 当該年度の歳入不足に対応するための仮定条件		H27年度への対応の仮定	平成28年度から10年間に懸念される項目の様子							H 平成37 年度まで の税の世 帯当たり 伸び率の 見込み	特 徴
			一般会計の負担の様子				税率の見直しにより 増額となる国保税額				
			A 繰入金 の総額	B 借入金 の総額	C 借入金 の内 返還額	D (A+B-C) 差引 負担総額	E 収支不足 への 補てん分	F 借入金 返還金用 分	G (E+F) 総 計		
平成28 年度以 降の対 応例	㊦ 全額を借入	全額借入 (5億6千万)	0	85億7千万	55億3千万	30億4千万	0	13億5千万	13億5千万	70.9	収支不足への対応ができないまま、借入金のみを返す状態が長く続く。 借入金返還のための税額が当該年度の返還金を上回った時点から収支不足分の補てんが始まる。
	㊧ 全額を基準外の繰入	全額繰入 (5億6千万)	94億4千万	0	0	94億4千万	0	0	0	3.8	国保被保険者の負担は変化しないが、一般会計の負担は多額になる。
	㊨ 全額を税率の見直し	全額借入 (5億6千万)	0	5億9千万	9億6千万	△3億7千万	11億8千万	1億7千万	13億5千万	71.2	国保被保険者の負担は増えるが、一般会計の負担は最も少ない。 平成28年度の改定の伸び幅が大きくなる。

- ※1 借入金の償還のための税率の見直しは毎年行うことと仮定した。
- ※2 借入金の償還は、借り入れた翌年度から6年間で均等償還を仮定した。
- ※3 税率の見直しの無い年度は、借入金での対応と仮定した。
- ※4 税率の見直しは、原則2年に1度見直しを行うことと仮定した。

㊦全額を税率の見直しによる対応とした場合の税率見直し等検討資料

		ケース1	ケース2
改定時期 国保税	平成28年度	実施	行わない
	平成29年度	行わない	実施
	平成30年度	実施	実施
	以降1年おき	実施	実施
単年度収支不足額への対応	当該年度税率改定に係る増収分	・2年に1度の税率改定において、当該年度の収支不足分の増収 ・平成28年度から平成37年度までの10年間の増収額は、 <u>約11億8千万円</u>	・2年に1度の税率改定において、当該年度の収支不足分の増収 ・平成28年度から平成37年度までの10年間の増収額は、 <u>約11億7千万円</u>
	一般会計借入	・平成27年度から平成37年度までの11年間の借入額は、 <u>約11億5千万円</u>	・平成27年度から平成37年度までの11年間の借入額は、 <u>約11億7千万円</u>
借入金への対応	当該年度税率改定に係る増収分	・各年度借入額の1/6(6年均等償還) ・平成28年度から平成37年度までの10年間の増収額は、 <u>約1億7千万円</u>	・各年度借入額の1/6(6年均等償還) ・平成28年度から平成37年度までの10年間の増収額は、 <u>約1億9千万円</u>
	返還金差額	・借入金完済後、 <u>平成34年度から</u> 収支不足分へ充当(黒字)	・借入金完済後、 <u>平成35年度から</u> 収支不足分へ充当(黒字)
会計全体の状況	10年間の増収累計	<u>約13億5千万円</u>	<u>約13億6千万円</u>
	一般会計実質負担額の最高額	平成27年度の <u>約5億6,200万円</u> 以降逡減	平成28年度の <u>約9億5千万円</u> 以降逡減
	1世帯あたり税の伸び率	・平成28年度から平成37年度までの10年間を通した伸び率は <u>71.2%</u>	・平成28年度から平成37年度までの10年間を通した伸び率は <u>71.5%</u>

資料 No 2

佐久市後発医薬品使用促進懇話会構成員(案)

佐久市後発医薬品使用促進懇話会規約(案)

(目的)

第1条 医療関係者及び市民への後発医薬品に関する理解の向上と、市民が安心して後発医薬品を使用できる環境整備等を図り、もって医療保険財政の安定に資するため、佐久市後発医薬品使用促進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 懇話会は、次の事項について協議する

- (1) 後発医薬品の使用促進に係る方策に関すること
- (2) 後発医薬品の使用促進に係る情報交換、市民の意識啓発に関すること
- (3) その他後発医薬品の使用促進に関し必要なこと

(組織)

第3条

- (1) 懇話会は、13名以内の構成員で組織し、別表に掲げる関係団体の者とする。
- (2) 懇話会には座長を置く。
- (3) 座長は 〃 が務める。

(任期)

第4条 構成員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条

- (1) 懇話会は、必要に応じて座長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、座長をもって充てる。
- (3) 座長は、必要であると認められた時は、懇話会構成員以外の関係者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部国保医療課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成27年 〃 月 〃 日から施行する。

組織等	人数	内 訳
佐久市国保運営協議会	6名	公益を代表する者 4名 国保被保険者 2名
保険医・保険薬剤師をの代表	3名	医師 1名 歯科医師1名 薬剤師 1名
市内中核病院	2名	佐久総合病院 1名 佐久市立国保浅間総合病院 1名
被用者保険等の保険者の代表	1名	健康保険組合
行政機関	1名	市民健康部長

ジェネリック医薬品使用促進講演会

～ジェネリック医薬品の今、そしてこれから～

○日時 平成28年1月23日(土) 13時30分～15時

○会場 佐久市佐久平交流センター 第5会議室

○内容

☆取組報告 「佐久市におけるジェネリック医薬品使用促進の取り組み」
佐久市 市民健康部 国保医療課

☆講演

演題 「国のジェネリック医薬品使用の現状と今後について」

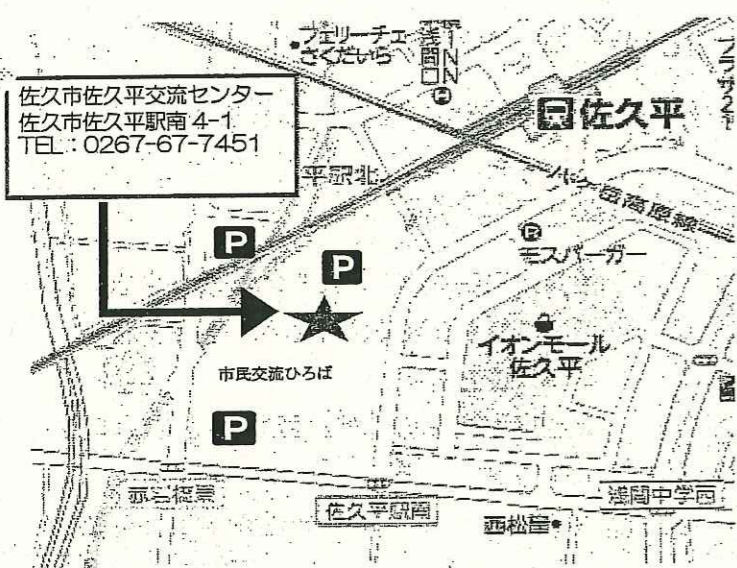
講師 厚生労働省 医政局経済課

後発医薬品使用促進専門官 増川 直樹 氏

☆質疑応答

○参加費 無料

(会場案内図)



☆駐車台数が限られておりますので、乗り合わせでお越しください

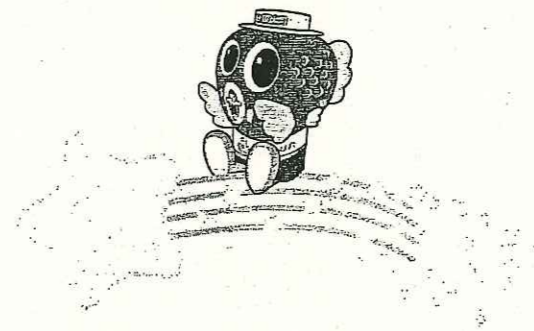
■主催 佐久市

(問い合わせ先) 佐久市役所 市民健康部 国保医療課 国保年金係

電話：0267-62-3164・3093 (直通) FAX：0267-64-1157

市民のみなさまの医療費の軽減と保険給付費の削減のために！

佐久市はジェネリック医薬品使用促進に
積極的に取り組んでいます！！



Q: 佐久市国保での調剤費は？

A: 平成26年度の佐久市国保における総医療費約81億円のうち、調剤費(院外処方のみ)は約16億1,900万で、約2割を占めています。

Q: 佐久市国保におけるジェネリック医薬品使用の現状は？

A: 直近の使用率(平成27年10月調剤分:数量ベース)は62.4%です。
つまり、あと37.6%はジェネリック医薬品への変更が可能です。
今後も医療費の軽減と保険給付費の削減のために、積極的に使用しましょう。

☆医療機関関係者さまへのお願い☆



- 佐久市国保に加入されているみなさまにはジェネリック医薬品希望カード付保険証ケースをお配りしております。患者さんからの相談の際にはご協力をお願いします。
- 保険証ケースは、佐久市役所国保医療課、各支所市民係窓口、または郵送にて無料で配布しております。ケースのご希望等の問い合わせがありましたら、表面「問い合わせ先」までご連絡くださいますようお願いいたします。